

道路損傷等通報アプリケーション構築業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1. 目的

豊中市内の道路における不具合箇所の発見については、市職員によるパトロール調査だけでなく、市民からの通報によるところが大きいことから、スマートフォンが持つカメラや位置情報機能を利用し、道路損傷箇所等を手軽に通報できるアプリケーションを試験的に導入し、市民の利便性の向上と不具合箇所の早期発見並びに早期修繕を図ることを目的とする。

本業務にかかるアプリケーション導入事業者の選定に当たっては、アプリケーション開発という専門的な技術を要するものであることから、豊富な情報や技術と多くの実績を持つ優秀な受託者を選定するに当たり、下記のとおり公募型プロポーザルを実施するものである。

2. 募集対象業務

(1) 業務の概要

別添「道路損傷等通報アプリケーション構築業務委託仕様書(案)」のとおり。

(2) プロポーザルの対象及び業務期間

プロポーザルの対象は、道路損傷等通報アプリケーション構築業務委託(以下、「本業務」という。)にかかる提案(書面及びプレゼンテーション)とする。

業務期間として、プロポーザル実施期間は、平成 29 年 7 月 10 日(月)から平成 29 年 7 月 18 日(火)までとし、プロポーザル終了後、道路損傷等通報アプリケーションの導入準備期間は、平成 29 年 8 月中旬から平成 29 年 9 月 29 日(金)、道路損傷等通報アプリケーションの本稼働期間は、平成 29 年 10 月 2 日(月)から平成 30 年 3 月 31 日(土)とする。

(3) 予算額

委託料の上限は、540,000 円(税込)。

但し、この金額は契約(予定)金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を越えてはならない。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、次のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

(1) 平成 29・30 年度の豊中市物品等入札参加資格を有すること(応募書類の提出期日において資格を有しない者は契約締結時までに資格を取得すること)。

(2) スマートフォンアプリケーションの作成に関わる業務を受託し、完了した実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこ

と。

- (4) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

4. 日程 ※いずれも、平成29年(2017年)

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 募集要項等の公表 | 7月10日(月) |
| (2) 参加表明提出期限 | 7月18日(火)17時15分必着 |
| (3) 質問事項の締切 | 7月18日(火)17時15分必着 |
- ※質問方法については質問票(様式8)をご確認ください。
※質問はメールで受け付け、質問への回答は個別に行いません。
- | | |
|-------------------|------------|
| (4) 第一次審査(参加資格確認) | 7月21日(金) |
| 結果の通知 | |
| (5) 質問事項への回答 | 7月24日(月)予定 |

- (6) 企画提案書等提出期限 7月28日(金)17時15分必着
 (7) 第二次審査(プレゼンテーション) 8月1日(火)予定
 ※当日の時間、場所等は、提案者の提出者の選定後、別途通知する。
 (8) 審査結果の通知 8月上旬発送予定
 (9) 委託契約の締結 8月中旬締結予定
 ※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対してあらためて通知する。

5. 参加申請の手続き

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	正本1部のみ提案者の代表者印(豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ)を押印。副本は複写可。	様式1
2	業務経歴書	これまで他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績について記載すること ・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。 ・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。	様式2
3	統括責任者及び担当者の業務実績調書	・参画した主要業務の概要と担当した分野は、担当した他自治体において同様の分野の業務を請け負った実績を中心に記入すること。 ・記載した統括責任者等は、やむを得ない場合を除き、変更できないものとする。	様式3
4	団体の概要書(企業概要等)	連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)は必ず記載すること。	任意

(2) 提出部数

正本1部、副本4部

(3) 提出期限及び提出方法

参加を希望する事業者は掲示の日から平成29年7月18日(火)まで(土曜日・日曜日及び祝祭日を除く。)の9時から17時15分までに、上記「5. 参加申請の手続き(1)」で示す提出書類一式を豊中市都市基盤部道路維持課に持参または郵送により提出してください。なお、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、応募書類の到達について確認してください。また、参加表明の提出期限までに参加表明者が1者となった場合についても特定手続きは継続します。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は、提出者の負担とします。

(5) 参加資格確認結果の通知

本プロポーザル参加表明者が提出した各種書類に基づき第一次審査を行い、参加の可否を決定し、平成 29 年 7 月 21 日(金)(発送予定)にプロポーザル参加資格確認結果通知書(様式 6)を郵送にて通知します。なお、本プロポーザル参加者は、提出した各種書類に関して、本市より説明を求められた場合は、それに応じなければならないものとしします。

(6) 参加の辞退

本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、辞退届(様式 7)を書面で提出してください。

6. 質問の受付及び回答

「5. 参加申請の手続き」に示す手続きを行った者のうち、本募集要項等に関する質問は、質問書(様式 8)を使用又は参照し、電子メールにより事務局宛に提出してください。また、メール送信後、電話で質問書送信の旨を連絡してください。質問が無い場合も、確認のため、メールで質問が無い旨を連絡してください。なお、電話、口答等の書面以外の方法による質問は受け付けません。

① 提出期限：平成 29 年 7 月 18 日(月)17 時 15 分まで

② 回答方法：提出されたすべての質問及び回答は、平成 29 年 7 月 21 日(金)

17 時 15 分までに、事務局から全ての参加申込者宛に電子メールで回答します。

7. プロポーザルの手続き

企画提案を実施する者(以下「提案者」という。)は、次のとおり本案件に関する「提案書等」を提出してください。

(1)提案書の提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	提案書表紙	・提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し、押印すること。	様式 4
2	企画提案書	・提案書の様式は任意であるが、その大きさ等は、原則 A 4 縦長、両面横書きとすること。但し、A 4 サイズを超えるものは、A 4 の大きさに折り込むこと。 ・次のとおり企画提案を求める。 <項目①>豊中市の特性を踏まえた業務実施方針 <項目②>アプリケーションの機能等(利用者が容易に操作できる工夫や機能性、仕様書に記載された内容の具体的な実施方法、システム構成や管理・保守方法の適切さ等を含む)の資料を提示すること。 <項目③>業務遂行スケジュール	任意

		<項目④>道路損傷等通報アプリケーション構築業務委託仕様書以外に提案者ができることを提案すること。	
3	アプリケーション仕様確認書	別紙様式5参照	様式5
4	見積書	<p>①見積書には、(1)アプリケーション構築・導入に係る費用(初期費用)(人件費、間接経費含む)、(2)運用・保守に係る費用(平成29年10月2日から平成30年3月31日までの期間の費用と月額経費)(人件費、間接経費含む)等について、必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。(1)及び(2)は別々に見積書を提出すること。また、(2)については参考見積りとして、スマートフォンアプリ運用後、1年間の運用保守に係る経費の月額経費とその合計を記載したものを添付すること。尚、参考見積りは、価格評価の対象としない。</p> <p>見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。</p> <p>②正本1部のみ提案者の代表者印(豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ)を押印。副本は複写可。</p> <p>③見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「道路損傷等通報アプリケーション構築業務委託」と明記すること。</p>	任意

(2)提出部数

正本1部、副本4部

(3)提出期限及び提出方法

本プロポーザルに参加する提案者は、平成29年7月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の9時から17時15分までに、上記「7.プロポーザル手続き(1)」で示す提出書類等一式を豊中市都市基盤部道路維持課に持参または郵送により提出してください。

- ①提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。
- ②持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、応募書類の到達について確認してください。
- ③提案書の提出期限までに辞退等により提案書の提出が1者となった場合についても、特定手続きは継続します。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

8. 選定方法

(1) 選定方法

提案者の中から、本市職員で構成する審査委員会において、提案書及び第二次審査(プレゼンテーション)を行い、提案内容、実施能力や見積金額も含めて審査により総合的に評価し、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とします。なお、優先交渉者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉者とすることもあります。

(2) 審査の実施

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、本市が審査を実施します。第二次審査(プレゼンテーション)は、平成 29 年 8 月 1 日(火)を予定しています。(詳細については別途連絡します。)

- ① 提案内容発表(プレゼンテーション)でプロジェクターやパソコン(パワーポイント等)その他の視聴覚機器等を使用する場合に必要な機器はすべて、提案者で用意すること。本市は、スクリーンと電源のみ用意します。
- ② 発表時間は、30 分(プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度)程度とします。
- ③ 本募集要項で規定する提出書類に対して、不足、不備等が判明した場合でも本市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。なお、提案書類の内容について、市から質問する場合があります。その場合は、速やかに書面で回答してください。
- ④ 提案内容発表(プレゼンテーション)は、本業務に携わる担当者(統括責任者を含む)が行うものとし、出席者は担当者を含めて 3 名以内とします。

(3) 評価項目

項目	配点	備考
1. 業務経歴 担当者実績	10	類似する業務の実績や本業務を担当する体制について
2. 企画提案書	10	提出書類 No. 2 企画提案書の<項目①>について
	30	提出書類 No. 2 企画提案書の<項目②>について
	10	提出書類 No. 2 企画提案書の<項目③>について
	5	提出書類 No. 2 企画提案書の<項目④>について
3. アプリケーション 仕様確認書	5	提出書類 No. 3 アプリケーション仕様確認書について
4. プレゼンテーション	10	業務の取組みに当たって意欲的である
5. 価格評価	20	見積額が妥当か

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、平成 29 年 8 月上旬(発送予定)に郵送にて通知します。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、ホームページ等により公表します。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ② 提案上限額を超える提案を行った場合
- ③ 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- ④ 提案書類において虚偽の記載がある場合
- ⑤ 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- ⑥ プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ⑦ 一団体に複数の提案をした場合
- ⑧ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑨ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑩ 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑪ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑫ 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

10. 契約の締結

- ① 第一優先交渉権者の選定後、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、平成 29 年 8 月中旬の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行います。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。
- ② 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議するものとします。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。
- ③ 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行っていただきます。(受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く)

1 1. 留意事項

- ① 応募者は、本業務の選定結果後に本募集要項および「道路損傷等通報アプリケーション構築業務委託仕様書(案)」の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- ② 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- ③ 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ④ 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ⑤ 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑥ 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに事務局まで文書で豊中市長に通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- ⑦ 質問事項の締切り以降、業務に係る質問は受け付けません。

1 2. 応募先、質問先及び問い合わせ先(事務局)

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所 第2庁舎 4階)

豊中市都市基盤部道路維持課

TEL 06-6858-2687

FAX 06-6854-0492

E-mail douroiji_keikaku@city.toyonaka.osaka.jp